

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年7月25日)

## 【 件 名 】

- 2 鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況とパブリックコメントの実施について  
（障がい福祉課） …… 1

福 祉 保 健 部

# 鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況とパブリックコメントの実施について

平成25年7月25日  
障がい福祉課

4月11日の定例記者会見において、平井知事が手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討を開始することを表明し、同月22日に日本財団の協力を得て鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を設置しました。以後、同研究会で条例内容の検討を行っているところですが、下記のとおり同研究会での検討状況を報告します。

また、今後手話言語条例案（仮称）に係るパブリックコメントを実施する予定ですので、併せてその概要を報告します。

## 記

### 第1 手話言語条例（仮称）の検討経緯

平成20年 将来ビジョンに以下のとおり記載

- 手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成していることに鑑み、手話通訳者等の確保・スキル（技術）の向上を図るほか、県民に手話がもっと身近なものとなるような環境整備を進めるなど、手話が必要とされる方が日常生活を送る上で十分なサービスを受け、社会参加ができる環境を整備します。

平成25年1月28日 全日本ろうあ連盟の久松事務局長等が平井知事を訪問し、将来ビジョンで手話を言語として認めている鳥取県における手話言語条例の制定を要望

4月11日 平井知事が定例記者会見において手話言語条例（仮称）の検討を表明

4月16日 日本財団尾形理事長が平井知事を訪問し、手話言語条例（仮称）の制定等に向けた全面的な協力を約束

4月22日 第1回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開催

6月10日 6月議会代表質問における知事答弁で「できるだけ早く条例の案を作り、議会にも相談できるようにしたいと思います。」と答弁

6月23日 鳥取県ろうあ者大会において、鳥取県ろうあ団体連合会の荻原会長、下垣副会長から、「条例の早期に制定し、全国をリードして欲しい」との強い要望があった

7月4日 第2回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開催

7月24日 第3回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開催

### 第2 鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況

#### 1 研究会の概要

- 名称 鳥取県手話言語条例（仮称）研究会
- 目的 鳥取県手話言語条例（仮称）に関する意見交換等
- 委員構成 学識経験者、当事者団体、地域福祉関係者、行政関係者等 全15名

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	鳥取大学地域学部 准教授	相澤 直子	
	島根大学法文学部 准教授	毎熊 浩一	第2回から参加
	財団法人全日本ろうあ連盟 理事	西滝 憲彦	
	財団法人全日本ろうあ連盟 監事	中西 久美子	
県内当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会 理事	戸羽 伸一	
	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう センター長	石橋 大吾	
ボランティア・地域福祉	鳥取県手話サークル連絡協議会 代表者	星見 安鶴子	
	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	第2回から参加
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
	鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部長	小林 良守	座長
商工団体	鳥取商工会議所 専務理事	大谷 芳徳	

行政関係	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	北栄町福祉課長	鎌田 栄子	
	鳥取県教育委員会事務局 次長	山本 仁志	
	鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

※ 研究会事務局：日本財団、障がい福祉課

## 2 研究会での議論

### (1) 第1回研究会（4月22日）の概要

当事者の想い・意見を聴くことに重点を置き、意見交換を行った。当事者からは条例制定に期待すること、条例に盛り込むべきテーマなどの意見が寄せられた。

### (2) 第2回研究会（7月4日）の概要

第1回研究会で得られた意見を踏まえ、事務局において条例案の論点を整理し、これをもとに議論を行った。条例の方向性（あいサポート運動の理念をいかした条例とすること、義務付け型ではなく施策推進・県民参加型の条例とすること）については概ね賛同が得られた。今回は、今回の議論を踏まえて再検討した条例案等を提示し、議論を深めることとなった。

### (3) 第3回研究会（7月24日）の概要

第2回研究会で得られた意見を踏まえ、事務局で再検討した条例案等を提示し、これをもとに議論を行った。

## 3 手話言語条例(仮称)素案の概要

別添1「鳥取県手話言語条例案(仮称)の概要」を参照。

## 4 今後のスケジュール

- 7月25日 パブリックコメント・県民参画アンケートの実施
- 7月27日 2013年度鳥取県手話フォーラム(別添2)の開催
- 8月8日 第4回鳥取県手話言語条例(仮称)研究会の開催
- 8月10日 県民向け説明会の開催(倉吉市)
- 8月下旬 福祉生活常任委員会に検討状況を報告

まとめれば、9月議会に条例案及び補正予算案を提案

## 第2 鳥取県手話言語条例案(仮称)に関するパブリックコメントの概要

### 1 意見募集の方法

#### (1) 募集期間

平成25年7月26日(金)から同年8月8日(木)までを予定。

#### (2) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱(県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置)

### 2 鳥取県手話言語条例案(仮称)の概要

別添1「鳥取県手話言語条例案(仮称)の概要」を示し、意見募集を行う予定。

# 鳥取県手話言語条例(仮称)案の概要

## I 目的

手話を言語として認知し、基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備等を定めることにより、県民との協働により手話に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資すること

## II 条例案の内容

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する言語
- (2) 県は、障害者計画を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策に関する計画を策定する  
県は、手話に関する施策の策定及び実施状況について、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならない
- (3) 役割・責務
  - ① 県：県民のろう者に対する理解を深め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
  - ② 県民：ろう及び手話を理解するよう努める
  - ③ 事業者：ろう者の従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努める
  - ④ ろう者：県民のろう者に対する理解の促進、手話の普及促進に努める
  - ⑤ 手話通訳者等：手話技術の向上、県民のろう者に対する理解の促進、手話の普及促進に努める
- (4) 手話に関する環境整備
  - ① 県及び市町村は、ろう児等に、手話に関する情報提供を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努める。また、県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努める
  - ② 県は、手話通訳者及びその指導者の技術向上、養成及び確保を行う
  - ③ 県は、あいサポート運動の推進、県民が手話を学べる機会の確保、手話により情報入手できる環境の整備、ろう者等の相談を行う拠点の支援など、手話の普及、手話の使いやすい環境の整備を行う
  - ④ 県は、手話を用いた情報発信に努める
  - ⑤ ろう者及びろう者の団体は、ろう及び手話に関する県民理解の促進のため、自主的な活動に努める
  - ⑥ ろう者等は、県内の手話の維持・発展に努める
  - ⑦ 県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる

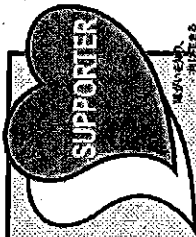
## III 施行期日等

公布日

# 鳥取県手話言語条例(仮称)制定の意義

## 鳥取県の特徴

- ・ 全国で唯一、将来ビジョン(県政運営の基本)の中に「手話が言語であること」を明記(H20)
- ・ 「障がいを知り、共に生きる」鳥取県は「あいサポート運動」発祥の地(H21(1)～)
- ・ 優しい県民性(H22大晦日の豪雪時、立ち往生する1,000台の車に、数多くの県民が自らおにぎりの差し入れやトイレの提供を行った。)
- ・ 全国トップレベルの高いボランティア活動参加率(例)H24鳥取県砂丘ボランティア除草に5,000人以上が参加)



## ろう者・手話に関する現状・課題

- ・ ろう者及び手話を巡る重い歴史(ろう学校での手話使用禁止等)
- ・ ろう者であること、手話に対する誇り
- ・ ろう者、手話に対する社会の偏見、誤解(聴覚障がい以外の障がいよりも軽いという偏見、手話よりも文字日本語を勉強した方がよいのではないかという誤解)
- ・ 障がい者＝福祉という福祉分野中心の取組みの限界



## ろう者が目指す方向性

- 手話が言語として認められ、手話が使いやすい環境が整備されること
- ・ 社会全体が手話を言語として認めること
- ・ ろう者が手話を学び、使いやすい環境が整備されること
- ・ 県民が手話を学ぶ機会が増えること(ろうの理解)
- ・ 教育、雇用等幅広い分野で取組みが進むこと

本来、国が行うべき手話言語法の制定・検討は進んでいない...(>\_<)

## 手話言語条例制定の要請



## 鳥取県が目指す方向性

- あいサポート運動の理念“障がいを知り、共に生きる”を活かす暖かみのある地域社会をつくること
- ・ 地域社会のルールとして手話を言語と認めた上で、幅広い分野に及ぶ手話の取組みを実施すること
- ・ (あいサポート運動の理念の実践＝共生社会の実現)
- ・ 鳥取の先駆的な取組みを全国に発信すること

目指す方向性は共通



日本財団とも協力(〇〇)シ

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

# 鳥取県手話言語条例

# 「手話言語条例(仮称)」の 制定を検討しています。

県民の  
皆さんのご意見を  
募集しています。

～ろう者と聴者が共に暮らす地域社会への第一歩～

鳥取県では、「鳥取県手話言語条例(仮称)」の制定を検討しています。  
現在検討中のこの条例案をよりよいものとするため、広く県民のみなさんからご意見を  
いただきたいと考えていますので、ご協力をお願いします！

## Q1 なぜ手話言語条例が必要なの？

人と人がつながり、学校で学んだり、地域社会で暮らしていく...、そんな当たり前の社  
会生活を営むためには、思考や会話の前提となる“言語”の獲得が何より大切です。県  
では、現在の音声言語を中心とした社会の中では、ろう者は聴者よりも言語(手話)の獲  
得が困難であり、せっかく手話を獲得しても使いにくい状況にあるため、手話に対する理  
解を深め、手話の使用が尊重される環境づくりを進めることが大切と考えています。今回  
条例を制定することで、手話が言語であるとの位置付け(※)を明らかにすることとしている  
のです。

※ 日本ではまだこうした法律はできていませんが、フィンランドでは憲法で、ハンガリーやニュージー  
ランドでは法律でこのようなルールづくりが行われています。

## Q2 手話言語条例の内容は？

別添「鳥取県手話言語条例(仮称)案の概要」のとおりですので、こちらをご覧ください。  
き、ご意見をお寄せください。

## Q3 手話言語条例ができるか何が変わるの？

条例制定は、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられなく互いに尊重  
される地域社会をつくるためのスタートラインに立つことであると考えています。  
条例の趣旨を理解し、手話という言語を持つろう者と音声言語を持つ聴者が互いにそ  
の違いを理解し認め合うことが最も重要です。(手話を学習することはそうした理解の  
第一歩と言えます。)

今後、県は福祉分野だけでなく、教育も含めた様々な手話関連施策に取り組みんでい  
きますが、県民、事業者、手話通訳者、ろう者それぞれが条例で定める役割を担い、実  
践することによって、少しずつ地域社会が暮らしやすく変わっていくと考えています。

応募締切 8月8日(木)まで!

## ご意見をいただきたい内容

- ◆県、県民、事業者等が果たすべき役割・責務
  - ◆手話に関する環境整備の考え方
- ※その他、ご意見等があればお聞かせください。

## 条例案の概要の入手方法

◆障がい福祉課のホームページからダウンロードしてく  
ださい。また、障がい福祉課、県民課、各総合事務所  
地域振興局、日野振興センター、日野振興局、東部、八  
頭庁舎及び県立図書館でも入手できます。  
◆アクセスは郵送を希望される方は、下の問合せ  
先までご連絡ください。

## 応募方法

- ◆様式は自由です。(裏面もご利用ください。)
- ◆郵送、アクセス、電子メール、県民課、各総合事務  
所地域振興局、日野振興センター、日野振興局、東部、  
八頭庁舎及び県立図書館に設置している意見箱への  
投函のほか、市町村の窓口でも応募できます。

## 結果の公表

◆いただいたご意見への対応については、とりまとめ  
ホームページ等で公表します。

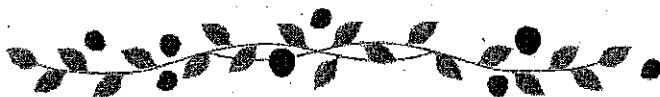
## 応募・問合せ先

- ◆鳥取県福祉保健部障がい福祉課
- ◆〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
- ◆電話 0857-26-7856、7152
- ◆ファクシミリ 0857-26-8136
- ◆電子メール [shougaifukushi@pref.tottori.jp](mailto:shougaifukushi@pref.tottori.jp)
- ◆HPURL <https://www.pref.tottori.jp/221/75.htm>



～ いつでもどこでも手話で話せる街づくり ～

# 2013年度



## 鳥取県手話フォーラムのご案内

鳥取県では「手話言語条例（仮称）」の制定に向け、今年4月より研究会をスタートさせました。鳥取県の聴覚障害者を取り巻く環境が大きく変わろうとしている今、「2013年度 鳥取県手話フォーラム」では、手話言語条例（仮称）について参加者の皆さまと一緒に学び考え、条例の必要性を訴えます。誰もがいつでもどこでも手話でコミュニケーションができ、安心して暮らせる社会の実現を目指しましょう！

詳細につきましては下記の通りです。皆様、ぜひご参加ください。

日時

7月27日（土）10：00～15：00（予定）

場所

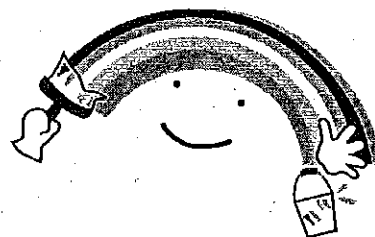
境港シンフォニーガーデン

境港市中野町2050番地

TEL：0859-44-1000 FAX：0859-44-6976

内容

9：30～ 受付  
10：00～ 講演  
12：00～ 昼食  
13：00～ ミニシンポジウム  
15：00～ 解散



### 講演

「いつでもどこでも手話で話せる街づくり

～日本の未来を考える～」

講師：石野 富志三郎 氏（一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長）

一般財団法人全日本ろうあ連盟の石野理事長を講師にお迎えし、手話言語法（仮称）の必要性などをわかりやすく講演していただきます。



### ミニシンポジウム

「鳥取県手話言語条例（仮称）制定に望むこと」をテーマに、シンポジストの皆様よりそれぞれの立場でのご意見をお聞きます。鳥取らしい条例制定を目指し、皆さまも一緒に考えてみませんか？

シンポジスト

- ◆平井 伸治 氏（鳥取県知事）
- ◆石野 富志三郎 氏（一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長）
- ◆後藤 裕明 氏（鳥取県立鳥取聾学校長）
- ◆石橋 大吾 氏（鳥取県ろうあ団体連合会事務局長）



**参加費**

1,000円（昼食〔600円〕は別途申し込みください。）  
 ※参加を辞退される方は、前日までに事務局へご連絡ください。  
 ※連絡がない場合、昼食申込みをされた方には代金を徴収させていただく  
 こともあります。

**その他**

どなたでも参加できます。  
 ※ 当日参加も可能です。ただし、昼食は各自でご用意ください。

▼冊面 500円



手話通訳が付きます。  
 ※ 要約筆記が必要な場合は別途申し込みください。

託児所を用意します。（託児料：お一人300円）  
 ※ 事前にお申し込みが必要です。  
 ※ おやつなど必要なものは各自でご用意ください。

▼無償配布しています



「みんなで作る手話言語法」パンフ、「手話でGo!」パンフ  
 をお持ちの方はご持参ください。  
 ※「みんなで作る手話言語法」パンフは、当日会場でも販売します。  
 ※「手話でGo!」パンフは、下記HPでもダウンロードできます。  
<http://www.jfd.or.jp/sgh>（白黒印刷したものを当日配布予定です。）

**申込方法**

参加申込書に必要事項を記入し、FAX・TEL・郵送・  
 持参など、お好きな方法でお申し込みください。

..... 切り取らず、そのままFAXしてください。 .....

鳥取県ろうあ団体連合会 宛



**【2013年度鳥取県手話フォーラム参加申込書】**

氏名			連絡先 (FAX番号) (電話番号)		
住所					
昼食(600円) ご希望の方は ○をつけてください。			要約筆記 ご希望の方は ○をつけてください。		
託児 ご希望の方は ○をつけてください。		お子様のお名前	(フリガナ)	年齢	才

※記載された個人情報については、他の目的には一切使用いたしません。

★参加申し込み・お問い合わせ先★

鳥取県ろうあ団体連合会（担当：高塚）  
 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271  
 鳥取県庁 第2庁舎1階

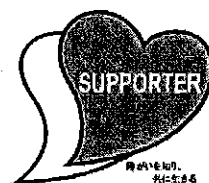
申込締切  
 7月19日(金)

TEL: 0857-32-6070 / FAX: 0857-32-6071

# 鳥取県手話言語条例(仮称)(案)説明会開催のお知らせ

鳥取県では、手話が言語であるという位置付けを明らかにし、手話に対する理解を深め、手話の使用が尊重される環境づくりを進めるため、「鳥取県手話言語条例(仮称)」の制定を目指しています。

今回、県民の皆さんに条例案をお示し、その概要に関する説明会を開催しますので、お気軽にご参加ください。



## 1 日時、場所

手話通訳  
要約筆記有

日時:平成25年8月10日(土)13:00~

<タイムスケジュール>

13:00~13:45 条例案説明

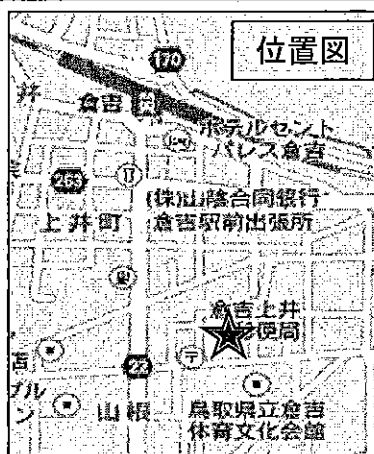
13:45~14:30 意見交換



場所:新日本海新聞中部本社ホール

(住所:倉吉市上井町一丁目156番地)

※ 電話:0858-26-8340、ファクシミリ:0858-26-8310



会場の新日本海新聞中部本社ホールは倉吉駅から徒歩約5分! 倉吉体育文化会館の向かい側!

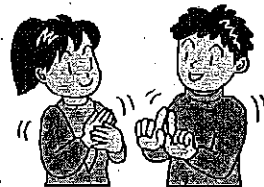


## 2 これまでの経緯

○ 鳥取県では、平成20年に策定した「将来ビジョン(※)」において、“手話がコミュニケーションの手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成している”と記載しました。

※ 将来ビジョン:県政運営の基本とするもので、県が県民等と協働・連携して地域の発展に向けて取り組むための共通の指針

○ こうした基本方針を持っているのは、全国でも鳥取県だけであり、ろう者の当事者団体から、大変高い評価を受けていました。



○ 平成25年1月、手話言語法制定を目指す活動を行っている全日本ろうあ連盟、鳥取県ろうあ団体連合会、日本財団が平井知事のもとを訪れ、手話言語条例の制定も含め、鳥取県において手話のモデル県となるような先進的な取組を進めて欲しいとの要請がありました。

○ こうしたろう者からの強い願いを受け、平成25年4月に、平井知事が手話言語条例(仮称)の制定を検討することを表明し、同月に日本財団 THE NIPPON FOUNDATION の協力を得て、鳥取県手話言語条例(仮称)研究会を設けました。これは、鳥取県において全国初となる条例の制定を目指すという大きなチャレンジでした。

○ 鳥取県手話言語条例(仮称)研究会は、ろう者の当事者団体、学識関係者、地域福祉関係者等15名で構成し、手話言語条例(仮称)にどのような内容を盛り込むべきか、数ヶ月にわたって活発に議論しています。今回皆さんにお示しする条例案は、この研究会で議論された結果を踏まえた内容となっています。

【問合せ先】 鳥取県福祉保健部障がい福祉課

電話:0857-26-7856、ファクシミリ:0857-26-8136、電子メール:shougai-fukushi@pref.tottori.jp

